市内で住宅を取得される場合は、

住宅ローン「【フラット35地方移住支援型】」を利用し、金利の優遇措置を受けることができます。

## 全期間固定金利住宅ローン (令和元年10月1日~)

## 【フラット35】地方移住支援型

# 当初 5年間 の金利を 通常より O.6% 引き下げます!

赤穂市では、定住支援推進事業の「移住支援事業費補助金」の交付決定を受けた方が、住宅の取得にあたり住宅ローン「【フラット35】地方移住支援型」を利用した場合、最初の5年間の金利を通常よりも0.6%引下げる優遇措置を受けることができます。

#### 1 要件等

対象事業名	【フラット35】の種別	主な要件等
赤穂市移住支援事	【フラット35】地方移住支援型	・赤穂市移住支援事業費補助金の交付決定がさ
業		れていること。

#### 2 手続方法

赤穂市が決定した「移住支援事業費補助金交付決定通知」を、借入れの契約時までに【フラット35】取扱金融機関に提出する必要があります。

詳細については、右記までお問い合わせ下さい。

### 独立行政法人 住宅金融支援機構

Web: https://www.jhf.go.jp/contact/support\_iwd.html

【赤穂市移住支援事業費補助金:お問い合わせ先】

(一社) あこう魅力発信基地

〒678-0292 赤穂市加里屋 81 番地

TEL 0791-43-6931 FAX 0791-46-3400